令和四年衆法第　　号

●整備新幹線の見直しに関する法律案

（整備新幹線事業の見直し）

第一条　全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）の規定に基づいて認可された建設線（以下「整備新幹線」という。）のうち、中央新幹線の全区間に係る工事は、中止する。

第二条　整備新幹線のうち、九州新幹線の鳥栖から武雄温泉までの区間に係る計画は、中止する。

附　則

１　この法律は、公布の日から施行する。

２　この法律で定める区間に係る全国新幹線鉄道整備法に基づく事業に係る認可は、その行われた日にさかのぼって、行われなかったものとみなす。

３　政府は、この法律の施行後三年以内に、全国新幹線鉄道整備法に基づいて認可され、建設工事が終了した九州新幹線の長崎から武雄温泉までの区間に係る今後のあり方について検討し、その結果を国会に報告するものとする。

理　由

整備新幹線のうち、超伝導磁気浮上式によって建設中である中央新幹線の全区間及び新幹線方式で建設が予定されている鳥栖から武雄温泉までの区間については、沿線地方公共団体による同意が得られる見通しがないことから、事業を全面的に見直す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。